

# 静岡県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の運用について

(令和5年3月15日例規第17号)

この度、静岡県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（昭和52年県本部訓令第6号）の解釈及び運用上の留意事項を下記のとおり定め、令和5年3月20日から施行することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、静岡県警察本部地域部自動車警ら隊の運営に関する訓令の運用について（平成5年甲通達自ら第31号）は、令和5年3月19日限り廃止する。

## 記

### 第1 運営の基本

静岡県警察自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）は、地域警察の一部門として、機動警ら等により、全ての警察事象に即応する活動を行い、県民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とするものである。

このため、静岡県警察自動車警ら隊員（以下「隊員」という。）の事件、事故の処理については、原則として、被疑者の検挙、被害者の救護、危険の防止、事案の拡大防止等、第一次的、初期的な措置にとどめるものとする。

### 第2 解釈及び運用上の留意事項

#### 1 第2条（準拠）関係

- (1) 自ら隊の運営については、静岡県地域警察の運営に関する訓令（平成19年県本部訓令第3号。以下「地域訓令」という。）の規定が適用され、又は準用されるものであり、地域訓令に定めのないものについては、本訓令の定めによるものとする。
- (2) 隊員の勤務に関する事項は、県条例、県規則、県本部訓令、例規通達等の定めによるものとする。

#### 2 第3条（任務）関係

##### (1) 広域機動警ら

隊員は、緊急重要事案の発生、応援出動及び地域部長の特命任務に従事している場合を除き、平常時においては、あらかじめ定められた勤務計画に基づき、機動力及び通信機能を最高度に駆使し、活動区域内における広域的な機動警らを実施するものとする。この場合において、機動警らに際しては、支隊相互の境界地域に間隙を生ずることのないよう配慮しなければならない。

##### (2) 事件、事故発生時における初動措置

隊員は、活動区域内において事件事故を現認し、又は認知したときは、迅速な行動によって被害者の救護、被疑者及び参考人の確保、関係所属への通報、事案の拡大防止、現場保存関係情報の収集等の初動措置を講ずるものとする。

なお、臨場後所轄署員が到着したときは、必要事項を引き継ぎ、速やかに機動警らに移行するものとする。

##### (3) 所属長の要請に基づく応援出動

応援出動には、犯罪・交通事故多発地域での特別警戒並びに警衛、警護及び各種行事に伴う雑踏の警戒警備等が挙げられる。

3 第5条（幹部会議）関係

幹部会議は、原則として「支隊長会議」とし、必要により「班長会議」及び「車長会議」を開催するものとする。

4 第6条（応援出動）関係

(1) 第2号に規定する出動要請については、地域訓令第4条（運営の基本）の規定に基づき、事前に地域部長への合議があった場合においては、これにより出動要請があったものとみなす。

(2) 特別な勤務体制による応援出動中の隊員は、派遣先所属長の指揮を受けるものとする。

5 第7条（刑事事件等の取扱い）関係

省略

6 第8条（交通事件の取扱い）関係

省略